

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照表

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第二条の五）</p> <p>第二章 一般廃棄物（第三条 第五条の十）</p> <p>第三章 産業廃棄物（第六条 第七条の六）</p> <p>第四章 廃棄物処理センター（第八条 第十三条）</p> <p>第五章 雑則（第十四条 第二十七条）</p> <p>附則</p> <p>（産業廃棄物）</p> <p>第二条 法第二条第四項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>十二 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設（ダイオキシン類（同条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）を発生し、及び大気中に排出するものに限る。）又は次に掲げる廃棄物</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第二条の五）</p> <p>第二章 一般廃棄物（第三条 第五条の十）</p> <p>第三章 産業廃棄物（第六条 第七条の六）</p> <p>第四章 廃棄物処理センター（第八条 第十三条）</p> <p>第五章 雑則（第十四条 第二十四条）</p> <p>附則</p> <p>（産業廃棄物）</p> <p>第二条 法第二条第四項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>十二 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設（ダイオキシン類（同条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）を発生し、及び大気中に排出するものに限る。）又は次に掲げる廃棄物</p>

の焼却施設において発生するばいじんであつて、集じん施設によつて集められたもの

イ (略)

ロ 汚泥(事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四五号ロ(1)、第八号及び第十一号、第三条第二号ホ、第三号ヘ及び第四号イ並びに別表第一を除き、以下同じ。)

ハ 廃油(事業活動に伴つて生じたものに限る。第二十四条第二号ハ及び別表第五を除き、以下同じ。)

ニ 廃酸(事業活動に伴つて生じたものに限る。第二十四条第二号ハを除き、以下同じ。)

ホ 廃アルカリ(事業活動に伴つて生じたものに限る。第二十四条第二号ハを除き、以下同じ。)

ヘ・ト (略)

十三 (略)

(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第三条 法第六条の第二項の規定による一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。)の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。

一 一般廃棄物の収集又は運搬に当たつては、次によること。

イ・ト (略)

チ 法第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画(次号二において「一般廃棄物処理計画」という。)に基づき分別して収集するものとされる一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、その一般廃棄物の分別の区分に従つて収集し、又は運搬すること。

の焼却施設において発生するばいじんであつて、集じん施設によつて集められたもの

イ (略)

ロ 汚泥(事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四五号ロ(1)、第八号及び第十一号、第三条第二号ニ、第三号ヘ及び第四号イ並びに別表第一を除き、以下同じ。)

ハ 廃油(事業活動に伴つて生じたものに限る。別表第五を除き、以下同じ。)

ニ 廃酸(事業活動に伴つて生じたものに限る。以下同じ。)

ホ 廃アルカリ(事業活動に伴つて生じたものに限る。以下同じ。)

ヘ・ト (略)

十三 (略)

(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第三条 法第六条の第二項の規定による一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。)の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。

一 一般廃棄物の収集又は運搬に当たつては、次によること。

イ・ト (略)

チ 法第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画(次号八において「一般廃棄物処理計画」という。)に基づき分別して収集するものとされる一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、その一般廃棄物の分別の区分に従つて収集し、又は運搬すること。

二 一般廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）又は再生に当たっては、前号イ及びロの規定の例によるほか、次によること。

イ（略）

ロ 一般廃棄物の熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解することをいう。以下同じ。）を行う場合には、環境省令で定める構造を有する熱分解設備（熱分解により廃棄物を処理する設備をいう。以下同じ。）を用いて、環境大臣が定める方法により行うこと。

ハ（略）

三 一般廃棄物の埋立処分に当たっては、第一号イ（又は規定する場合にあつては、(1)を除く。）及びロの規定の例によるほか、次によること。

イ（略）

ロ 埋立処分場所（以下「埋立地」という。）からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な環境省令で定める設備の設置その他の環境省令で定める措置を講ずること。ただし、公共の水域及び地下水を汚染するおそれがないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。

ハ（略）

へ 浄化槽（浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二条第一号に規定する浄化槽（同法第三条の第二項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成十二年法律第六号）附則第二条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。）をいう。以下同じ。）に係る汚泥及びし尿の埋立処分を行う場合に

二 一般廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）又は再生に当たっては、前号イ及びロの規定の例によるほか、次によること。

イ（略）

ロ（略）

三 一般廃棄物の埋立処分に当たっては、第一号イ（又は規定する場合にあつては、(1)を除く。）及びロの規定の例によるほか、次によること。

イ（略）

ロ 埋立処分場所（以下「埋立地」という。）からの浸出液によつて公共の水域及び地下水を汚染するおそれがある場合には、そのおそれがないように必要な措置を講ずること。

ハ（略）

へ 浄化槽（浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二条第一号に規定する浄化槽（同法第三条の第二項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成十二年法律第六号）附則第二条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。）をいう。以下同じ。）に係る汚泥及びし尿の埋立処分を行う場合に

は、あらかじめ、次のいずれかによること。

(1) し尿処理施設（浄化槽を除く。以下同じ。）において焼却し、又は熱分解を行うこと。

(2) し尿処理施設において処理（焼却すること及び熱分解を行うこと）を除く。(3)において同じ。）し、当該処理により生じた汚泥を含水率八十五パーセント以下にすること。

(3) し尿処理施設において処理し、当該処理により生じた汚泥を焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。

ト 特定家庭用機器一般廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、前号への規定により再生し、又は処分すること。

チ又（略）

四・五（略）

（特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第四条の二 法第六条の二第三項の規定による特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一（略）

二 特別管理一般廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たっては、前号イ(1)並びに第三条第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロの規定の例によるほか、次によること。

イハ（略）

三・四（略）

は、あらかじめ、次のいずれかによること。

(1) し尿処理施設（浄化槽を除く。以下同じ。）において焼却すること。

(2) し尿処理施設において処理（焼却することを除く。(3)において同じ。）し、当該処理により生じた汚泥を含水率八十五パーセント以下にすること。

(3) し尿処理施設において処理し、当該処理により生じた汚泥を焼却設備を用いて焼却すること。

ト 特定家庭用機器一般廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、前号ホの規定により再生し、又は処分すること。

チ又（略）

四・五（略）

（特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第四条の二 法第六条の二第三項の規定による特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一（略）

二 特別管理一般廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たっては、前号イ(1)並びに第三条第一号イ及びロ並びに第二号イの規定の例によるほか、次によること。

イハ（略）

三・四（略）

(産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第六条 法第十二条第一項の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物以外のものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したものを除く。以下この項(第三号イ及び第四号イを除く。)において同じ。)の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。

一 産業廃棄物の収集又は運搬に当たっては、第三条第一号イから二までの規定の例によるほか、次によること。

イ 運搬車の車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。

ロ・ハ (略)

二 産業廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。)又は再生に当たっては、次によること。

イ 第三条第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロの規定の例によること。

ロ (略)

ハ 特定家庭用機器産業廃棄物(特定家庭用機器再商品化法第二条第五項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち産業廃棄物をいう。次号力において同じ。)の再生又は処分を行う場合には、第三条第二号への規定の例によること。

三 産業廃棄物の埋立処分に当たっては、第三条第一号イ(ル)に規定する場合にあつては、(1)を除く。)及びロ並びに第三号二及びホの規定の例によるほか、次によること。

(産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第六条 法第十二条第一項の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物以外のものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したものを除く。以下この項(第三号イ及び第四号イを除く。)において同じ。)の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。

一 産業廃棄物の収集又は運搬に当たっては、第三条第一号イから二までの規定の例によるほか、次によること。

イ・ロ (略)

二 産業廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。)又は再生に当たっては、次によること。

イ 第三条第一号イ及びロ並びに第二号イの規定の例によること。

ロ (略)

ハ 特定家庭用機器産業廃棄物(特定家庭用機器再商品化法第二条第五項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち産業廃棄物をいう。次号力において同じ。)の再生又は処分を行う場合には、第三条第二号ホの規定の例によること。

三 産業廃棄物の埋立処分に当たっては、第三条第一号イ(ル)に規定する場合にあつては、(1)を除く。)及びロ並びに第三号二及びホの規定の例によるほか、次によること。

イ ホ (略)

へ 汚泥の埋立処分(水面埋立処分を除く。)を行う場合には、あらかじめ、焼却設備を用いて焼却し、熱分解設備を用いて熱分解を行い、又は含水率八十五パーセント以下にすることを。

ト 有機性の汚泥(公共下水道又は流域下水道から除去した汚泥であつて、消化設備を用いて消化したものと及び有機物の含有量が消化設備を用いて消化したものと同程度以下のものを除く。以下同じ。)の水面埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。

チ 廃油(タールピッチ類を除く。)の埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。

リ 廃プラスチック類の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、中空の状態でないように、かつ、最大径おおむね十五センチメートル以下に破碎し、切断し、若しくは溶融設備を用いて溶融加工し、焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。

ヌ ゴムくずの埋立処分を行う場合には、あらかじめ、最大径おおむね十五センチメートル以下に破碎し、若しくは切断し、焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。

ル ム (略)

四・五 (略)

2 (略)

イ ホ (略)

へ 汚泥の埋立処分(水面埋立処分を除く。)を行う場合には、あらかじめ、焼却設備を用いて焼却し、又は含水率八十五パーセント以下にすることを。

ト 有機性の汚泥(公共下水道又は流域下水道から除去した汚泥であつて、消化設備を用いて消化したものと及び有機物の含有量が消化設備を用いて消化したものと同程度以下のものを除く。以下同じ。)の水面埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却すること。

チ 廃油(タールピッチ類を除く。)の埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却すること。

リ 廃プラスチック類の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、中空の状態でないように、かつ、最大径おおむね十五センチメートル以下に破碎し、切断し、若しくは溶融設備を用いて溶融加工し、又は焼却設備を用いて焼却すること。

ヌ ゴムくずの埋立処分を行う場合には、あらかじめ、最大径おおむね十五センチメートル以下に破碎し、若しくは切断し、又は焼却設備を用いて焼却すること。

ル ム (略)

四・五 (略)

2 (略)

(特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第六条の五 法第十二条の二第一項の規定による特別管理産業廃棄物(法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの(ポリ塩化ビフェニル汚染物を除く。))及び第二条の四第六号から第八号までに掲げる廃棄物を除く。以下この項において同じ。)の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。

一 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に当たっては、第三条第一号イ、ロ及び二、第四条の二第一号イから二まで並びに第六条第一項第一号イの規定の例によるほか、次によること。

イ 二 (略)

二 特別管理産業廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。))又は再生に当たっては、第三条第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ並びに第四条の二第一号イ(1)の規定の例によるほか、次によること。

イ 一 一 (略)

三・四 (略)

2 (略)

(指定有害廃棄物)

第十五条 法第十六条の三の政令で定める廃棄物は、硫酸ピッチ(廃硫酸と廃炭化水素油との混合物であつて、著しい腐食性を有するものとして環境省令で定める基準に適合するものをいう。)とする。

(指定有害廃棄物の保管、収集、運搬、処分等に関する基準)

(特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第六条の五 法第十二条の二第一項の規定による特別管理産業廃棄物(法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの(ポリ塩化ビフェニル汚染物を除く。))及び第二条の四第六号から第八号までに掲げる廃棄物を除く。以下この項において同じ。)の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。

一 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に当たっては、第三条第一号イ、ロ及び二並びに第四条の二第一号イから二までの規定の例によるほか、次によること。

イ 二 (略)

二 特別管理産業廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。))又は再生に当たっては、第三条第一号イ及びロ並びに第二号イ並びに第四条の二第一号イ(1)の規定の例によるほか、次によること。

イ 一 一 (略)

三・四 (略)

2 (略)

第十六条 法第十六条の三第一号の規定による指定有害廃棄物の保管、収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一 排出された指定有害廃棄物が運搬されるまでの間の保管に当たっては、次によること。

イ 保管は、密閉できることその他の環境省令で定める構造を有する容器に収納して行うこと。

ロ 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

(1) 周囲に囲いが設けられていること。

(2) 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に指定有害廃棄物の保管の場所であることその他指定有害廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

ハ 保管の場所から指定有害廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに亜硫酸ガスが発散しないように次に掲げる設備を設けること。

(1) 汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な環境省令で定める設備

(2) 亜硫酸ガスを処理するために必要な環境省令で定める設備

ニ 保管の場所には、指定有害廃棄物その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

ホ 保管する指定有害廃棄物の数量が、環境省令で定める数量を超えないこと。

二 指定有害廃棄物の収集又は運搬に当たっては、次によること。

イ 収集又は運搬は、前号イの規定の例によるほか、指定有害廃棄物とその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し、又は運搬すること。

ロ 運搬車は、指定有害廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに亜硫酸ガスが漏れるおそれのないものとして環境省令で定める構造を有するものであること。

ハ 運搬用パイプラインは、指定有害廃棄物の収集又は運搬に用いてはならないこと。

ニ 指定有害廃棄物の積替えを行う場合には、前号二の規定の例によるほか、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に指定有害廃棄物の積替えの場所であることその他の環境省令で定める事項の表示がされている場所で行うこと。

ホ 指定有害廃棄物の保管は、指定有害廃棄物の積替え（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行つてはならないこと。

ヘ 指定有害廃棄物の保管を行う場合には、前号ロからホまでの規定の例によること。

三 指定有害廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たつては、第一号八の規定の例によるほか、次によること。

イ 指定有害廃棄物の処分又は再生は、環境大臣が定める焼却又は中和の方法により行うこと。

ロ 指定有害廃棄物の保管を行う場合には、第一号イ、ロ、ニ及びホの規定の例によるほか、環境省令で定める期間を超えて保管を行つてはならないこと。

四 指定有害廃棄物は、埋立処分を行つてはならないこと。

五 指定有害廃棄物は、海洋投入処分を行つてはならないこと。

第十七条～第十九条 (略)

(変更の届出)

第二十条 登録を受けた廃棄物再生事業者(以下「登録廃棄物再生事業者」という。)は、第十七条第一項第一号から第四号までに掲げる事項に変更があつたときは、三十日以内に、登録を受けた都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第二十一条～第二十三条 (略)

(特定処理施設)

第二十四条 法第二十一条の二第一項の政令で定める一般廃棄物の処理施設又は産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

一 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設

二 一般廃棄物の処理施設又は産業廃棄物の処理施設であつて、次のいずれかに該当するものとして環境省令で定めるもの(前号に掲げるものを除く。)

イ 処理する廃棄物が高温となり、又は高温となるおそれがある施設

ロ 廃棄物の処理に伴い可燃性の気体が滞留し、又は滞留するおそれがある施設

ハ 廃油、廃酸又は廃アルカリの処理施設

第二十五条～第二十七条 (略)

第十五条～第十七条 (略)

(変更の届出)

第十八条 登録を受けた廃棄物再生事業者(以下「登録廃棄物再生事業者」という。)は、第十五条第一項第一号から第四号までに掲げる事項に変更があつたときは、三十日以内に、登録を受けた都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第十九条～第二十一条 (略)

第二十二条～第二十四条 (略)

改正案	現行
<p>（埋立場所等に排出する廃棄物の排出方法に関する基準）</p> <p>第五条 廃棄物（次項各号に掲げるものを除く。）を法第十条第二項第三号に規定する場所（以下「埋立場所等」という。）に排出する場合における同号の政令で定める排出方法に関する基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 廃棄物処理令第三条第二号へに規定する特定家庭用機器一般廃棄物又は廃棄物処理令第六条第一項第二号八に規定する特定家庭用機器産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものに限る。）を排出する場合には、廃棄物処理令第三条第三号トの規定により処理した状態にして排出すること。</p> <p>七～十六（略）</p> <p>2～5（略）</p>	<p>（埋立場所等に排出する廃棄物の排出方法に関する基準）</p> <p>第五条 廃棄物（次項各号に掲げるものを除く。）を法第十条第二項第三号に規定する場所（以下「埋立場所等」という。）に排出する場合における同号の政令で定める排出方法に関する基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 廃棄物処理令第三条第二号ホに規定する特定家庭用機器一般廃棄物又は廃棄物処理令第六条第一項第二号八に規定する特定家庭用機器産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものに限る。）を排出する場合には、廃棄物処理令第三条第三号トの規定により処理した状態にして排出すること。</p> <p>七～十六（略）</p> <p>2～5（略）</p>

地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令（平成六年政令第二百二十二号）（抄）（附則第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百十七号）第八條第一項及び第四項から第六項まで、第八條の二第一項から第三項まで及び第五項、第八條の五第四項、第九條、第九條の二第一項、第九條の二の二第一項及び第二項、第九條の三第一項、第三項、第四項及び第七項から第十項まで、第九條の五第一項及び第二項、第九條の六、第九條の七第二項、第十二條第七項から第九項まで、第十二條の二第八項から第十項まで、第十二條の三第六項、第十二條の五第八項、第十二條の六、第十四條第一項、第五項、第六項及び第十項、第十四條の二、第十四條の三、第十四條の四第一項、第五項、第六項及び第十項、第十四條の五、第十四條の六、第十五條第一項及び第四項から第六項まで、第十五條の二第一項から第三項まで及び第五項、第十五條の二の三、第十五條の二の四、第十五條の二の五、第十五條の二の六、第十五條の三、第十五條の四、第十八條第一項、第十九條第一項、第十九條の三、第十九條の五、第十九條の六、第十九條の八第一項から第四項まで、第十九條の九、第十九條の十第一項及び第三項、第二十条（浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第五十三条第二項の規定による立入検査に係る</p>	<p>四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百十七号）第八條第一項及び第四項から第六項まで、第八條の二第一項から第三項まで及び第五項、第八條の五第四項、第九條、第九條の二第一項、第九條の二の二第一項及び第二項、第九條の三第一項、第三項、第四項及び第七項から第十項まで、第九條の五第一項及び第二項、第九條の六、第九條の七第二項、第十二條第七項から第九項まで、第十二條の二第八項から第十項まで、第十二條の三第六項、第十二條の五第八項、第十二條の六、第十四條第一項、第五項、第六項及び第十項、第十四條の二、第十四條の三、第十四條の四第一項、第五項、第六項及び第十項、第十四條の五、第十四條の六、第十五條第一項及び第四項から第六項まで、第十五條の二第一項から第三項まで及び第五項、第十五條の二の三、第十五條の二の四、第十五條の二の五、第十五條の二の六、第十五條の三、第十五條の四、第十八條第一項、第十九條第一項、第十九條の三、第十九條の五、第十九條の六、第十九條の八第一項から第四項まで、第十九條の九、第十九條の十第一項及び第三項、第二十条（浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第五十三条第二項の規定による立入検査に係る</p>

ものを除く。( )、第二十一条の二並びに第二十三条の三から第二十三  
条の五までに規定する事務

ものを除く。( )並びに第二十三条の三から第二十三条の五までに  
規定する事務